

議員提出議案第4号

アスベスト含有建設資材事前調査・除去（養生）・処分費用の補助を求める意見書

上記の議案を会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和7年12月12日

提出者 西東京市議会議員 森 しんいち

賛成者 西東京市議会議員 菅 原 みほ

西東京市議会議員 千 間 いづみ

西東京市議会議員 田 代 伸 之

西東京市議会議員 中 村 すぐる

西東京市議会議員 後 藤 ゆう子

西東京市議会議員 山 崎 英 昭

西東京市議会議員 納 田 さおり

西東京市議会議員 田 村 ひろゆき

西東京市議会議員 下 田 純 一

西東京市議会議員 長 井 秀 和

アスベスト含有建設資材事前調査・除去（養生）・処分費用の補助を求める意見書

日本における建設資材に使用されたアスベストは、当初優れた断熱効果や防火性能を国も高く評価していた。1930年から約1,000トンのアスベストが諸外国から輸入され、自動車、電化製品など様々な分野で使われ、その中でも建設資材には輸入されたアスベストの内、7割以上が使用された。

2006年9月にアスベストの使用を国が禁止する以前は、鉄骨造の建物の鉄骨材の耐火被覆として、アスベストを含む材料を一定の厚みで吹きつけることを建築基準法や消防法等で定めていた。

その後、アスベストが人体に及ぼす影響が認められ、2006年9月より建築物等に関するアスベストの使用が全面禁止となった。また、アスベスト関連法（大気汚染防止法・石綿障害予防規則）の改正により規制が強化され、2022年4月からはアスベストを含有する建設資材の事前調査報告義務がレベル3まで（80平方メートル以上の解体、100万円以上の改修工事）となり、2023年10月からは有資格者による事前調査が義務づけられた。アスベストが禁止される前に使用された建物や建設資材が今後、解体や改修工事の時期を迎える。その際にアスベストが飛散し、建設工事従事者や住民がアスベストばく露による健康被害を受けないように対策しなくてはならない。

現在、国の法改正の定めに沿った調査費用・除去工事（養生）費用・処分費用は工事依頼主（住民）の負担となっている。

国がアスベストの使用を推奨し、その後、国が法改正で使用を禁止し、調査や工事手法、処分について定めている。

これらの法律は、アスベストばく露から国民の健康を守るために、法を遵守させることが重要であると考える。

また、国からの自治体に対する交付金はあるものの、補助対象はアスベスト含有「レベル1」の一部のみである。

このため、自治体が補助制度を創設しても、活用はごく僅かのが実態である。

よって西東京市議会は、法改正により新たに発生する費用負担について、国に補助金制度を創設することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月16日

西東京市議会議長 佐 藤 公 男

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、環境大臣